

「平成 24 年度診療報酬改定に係る検討状況について

(現時点の骨子)」に関するご意見（パブリックコメント）について

【締め切り：1月25日（水）】

<管理栄養士関連項目>

■項目番号：1-4

○内容：病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について

②栄養サポートチーム加算について検証調査の結果や学会等の研究成果を踏まえ、一般病棟入院基本料（13対1、15対1）、療養病棟入院基本料算定病床でも算定可能とする。

③臓器移植後、造血幹細胞移植後の外来における医学管理の手間を勘案し、医師、専門性の高い看護師等チームによる医学管理に対する評価を新設する。

④外来患者は様々な苦痛を有しており、早期から専門的な緩和ケアチームが関わることで苦痛緩和が得られ、QOLが改善するのみならず生命予後が改善する可能性があるが、全国的には、専門的な緩和ケアを受けて質の高い療養生活を送る事ができるよう、外来における緩和ケアの評価を新設する。

■項目番号：4-3 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について

(1)診療報酬項目の簡素化の観点から、そでに多くの医療機関で算定されている加算等について、以下のような見直しを行う。

①栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算については、算定している医療機関が多いため、当該加算の実施体制が全医療機関で確保されつつあることを踏まえ、簡素化の観点から入院基本料及び特定入院料で包括して評価を行う。

■項目番号：3-2

○内容：生活習慣病対策の推進について

(1)透析患者数が増加している中、透析導入患者の原疾患は糖尿病性腎症が最も多くなっており、これらに係る医療費も増加していることを勘案し、糖尿病患者に対し、外来において、医師と看護師又は保健師、管理栄養士が連携して、重点的な医学管理を行うことについて評価を行う。